

事業再構築補助金の活用は本腰で / 4月15日申請開始

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ポスト コロナ・ウィズ コロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促す目的で支給されます。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、または事業再編といった思い切った事業再構築を行う中小企業等が補助金の対象となります。下記に中小企業者に関連する部分を紹介いたします。

補助金の対象事業者

日本国内に本社を有する中小企業者等と中堅企業者等（※中小企業基本法に定める企業区分）で、下記の要件を満たす事業者

- 申請前の直近6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計売上が、コロナ以前（2019年1月～2020年3月）の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少
 - 認定経営革新等支援機関や金融機関と共同して事業計画を策定し、事業化
 - 既存事業とは異なる新分野等への進出を目指し、一定の目標を達成する見込みがある
- ※製造業等の業種では、資本金3億円以下又は常勤従業員300人以下

対象となる事業再構築

補助金の対象となる事業再構築とは下記の5つに分類されており、計画している事業がどの分類に該当する事業かを整理する必要があります。分類により満たすべき要件や補助対象経費が異なります。

分類	詳細	数値基準
新分野展開	従来とは異なる新たな製造設備を導入し、既存製品と代替性の低い製品を販売 例えば、既存の自動車部品製造業者が新規に医療機器部品に進出する場合	3-5年後に新分野が総売上の10%以上となる計画
事業転換	製品・サービスが既存事業と異なる新しい物であり、顧客層が異なる 例えば、高級すし店が新たに大衆向け焼肉店に大々的に進出する場合	同上
業種転換	新たな製品・サービス等を製造することで、新たな業種に転換 例えば、部品製造事業者が大規模なデータセンターを新たに建設して運用する場合	3-5年後に新業種が売上構成比で最大となる計画
業態転換	製品・サービスの製造・提供方法を抜本的に変更 例えば、手作業での部品製造をIoT、AIの新技术を用いた先進の製造により付加価値を高める場合	3-5年後に新業態が総売上の10%以上となる計画
事業再編	合併、会社分割、事業譲渡等の会社組織再編を行い、上記の何れかの転換を行う場合	—

上記いずれもが同業他社等の模倣ではなく、新規性があり、所定の数値基準（最低目標）を達成する具体的な事業計画を策定する必要があります。その中から審査により採択されます。

補助率 補助額

中小企業者等に対して、設備投資、要する経費の2/3に相当する100万円～6,000万円が補助されます（国の予算規模1兆円超が想定されています）。

注意すべき点: 事業再構築補助金は、事業計画の審査、事業再構築の実行状況のモニタリングもあるなどかなりハードルの高い補助金で、単純な既存の設備更新・拡充等の目的では要件を満たしません。

むしろこの機会に実質的に第2のスタートアップと同等の準備を行い、新規分野、新規事業への進出を本格的に目指そうとする事業者を大きくバックアップする制度だと言えます。

なお、申請にはGビズIDプライムアカウントが必要です。<https://jigyousaikouchiku.jp/>ご参照下さい。

@4月の予定

- 4/12 ・ 3月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/30 ・ 2月決算法人の確定申告
- ・ 5,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

